

北九州劇団代表者会議 規約

(団体)

第1条 本団体は北九州市域を本拠地・発表の場として演劇創作活動を行う団体の代表者が登録する協議団体である。

(目的)

第2条 「北九州劇団代表者会議」の目的は次の通りとする。

1. 登録団体（以下、会員）同士の連絡・意見交換の場の提供
2. 劇場、新聞社等、演劇団体以外の外部関係機関との連携・調整
3. 演劇関連イベント等、事業の企画・実施

(運営の原則)

第3条 月1回を目途とした定例集会を開催し、連絡、意見交換、イベント事業の発案等を行う。

(事業)

第4条 「北九州劇団代表者会議」はその目的達成のため、次の事業を行う。

1. 集会での発案に基づく、演劇関連イベントの実施
2. その他目的を達成するために必要な事業。

(細則)

第5条 本規約の施行に関する細則は役員会において定める。

(会員)

第6条 「北九州劇団代表者会議」の会員は、次の2種とする。

1. 正会員 定例的な集会に常時参加する会員
2. 特別会員 集会の議事について報告を受け、随時集会に参加する会員。

(会員登録)

第7条 会員になりたい者は、書面にて「北九州劇団代表者会議」に申し入れ、役員会で登録決定する。

(登録条件)

第8条 北九州市域を本拠地・発表の場として演劇創作活動を行う団体の代表者

(脱退)

第9条 脱退しようとする会員は書面または口頭で申し入れ、役員会の許可を得て脱退できる。

(除名)

第10条 趣旨に反する行為、出席義務を履行しない等会員として適当でないと役員会が認めた場合、その会員を除名することができる。

(会議)

第11条 「北九州劇団代表者会議」の会議は総会、定例集会と役員会の3種とする。

1. 総会は年1回を目途として行う。議事は出席会員の過半数で決する。
2. 定例集会は月1回を目途として行う。議事は出席会員の過半数で決する。
3. 役員会は議長が随時召集する。議事は出席役員の4分の3以上で決する。

(役員の種類)

第12条 「北九州演劇団体代表者会議」に次の役員を置く。

1. 議長 1名
2. 副議長 1名
3. 役員 1～3名
4. 会計 1名

(役員の任免・罷免)

第13条 役員は総会において選任、及び解任される。任期は総会から次の総会までとし、再任を妨げない。

(会計)

第14条 会計については、次のとおりとする。

1. 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 会計は事業収入、広告収入、活動支援金、補助金その他の収入をもって運営する。

(規約の変更)

第 15 条 本規約は役員会の全会一致をもって変更することができる。

(付則)

1. この規約は 2014 年 10 月 16 日より施行する。